

平成 23 年 12月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分
17	償還金(民間保育所等運営事業)			(新規) 拡大 継続
会計区分	款	項	目	所管
一般会計	3	4	3	子ども未来局 保育部 保育課
事務事業の位置付け				
しあわせ倍増プラン2009	番号	24-1	事業名	保育所・学童保育所「待機児童ゼロプロジェクト」を推進します。(4年以内)
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名	
根拠法令・条例・規則等	児童福祉法			
予算要求事業の概要				
内容	平成22年度の保育所運営費国庫負担金について、受入れ超過金が発生したため、当該超過金について国に返還するものです。			
目的・目標	<p><目的> 平成22年度の保育所運営費国庫負担金について、変更交付申請時点での見込み要国庫負担額に比して、実績報告時点での要国庫負担額が減少したため、生じた差額について返還を行い、国庫負担金受入業務を適切に執行します。</p> <p><目標(平成23年度末)> 当該国庫負担金の受入れ超過金について、適切に返還を行う。</p>			
現状と課題	<p><現状(平成22年度末)> 平成22年度末において歳入済みの保育所運営費国庫負担金について、本年7月末に行った実績報告時に受入れ超過金が発生していることが判明しました。 当該超過金が発生した理由としては、変更交付申請時点での国基準保育料徴収金の見込み金額に比して、実績報告時点での同徴収金の金額が増加することにより、国庫負担基本額が減少したことが挙げられます。</p> <p><課題> 当該国庫負担金の受入れ超過金について、適切に返還を行うこと。</p>			
今後のスケジュール	・平成24年1月～2月 平成22年度保育所運営費国庫負担金の返還事務			

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	児童福祉法に定められた国庫負担金である保育所運営費国庫負担金の受入れについて、適切に事務を執行するため、本年度中に返還を実施する必要がある。
	実施義務	根拠法令等 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2)
効果	他市の実施状況	政令市： 県内他市：
	対象者	本市及び本国庫負担金を所管する厚生労働省
	効果	国庫負担金受入れにかかる事務の適切な執行

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	0 <積算内訳>
	財源内訳	
12月補正予算	補正予算要求	61,844 <積算内訳> 1 平成22年度保育所国庫負担金の償還金
	財源内訳	一般財源 61,844
12月補正予算	財政局長査定	61,844 <査定内容> 1 平成22年度保育所国庫負担金の償還金
	財源内訳	一般財源 61,844
<査定理由> 平成22年度に収入した国庫支出金について、基準額以上に収入したことにより返還義務が生じたため、12月補正予算に計上することとしました。		
12月補正予算	市長査定	61,844 <査定内容> 1 平成22年度保育所国庫負担金の償還金
	財源内訳	一般財源 61,844
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		